第21号議案

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する 協議について

地方自治法第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり連携中枢都市圏北九州都市 圏域の形成に係る連携協約を北九州市と締結することに関し協議することについて、同条第 3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

#### 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約

北九州市(以下「甲」という。)及び中間市(以下「乙」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組及び役割分担)

- 第3条 甲及び乙は、次に掲げる取組について連携することとし、当該取組の 内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲 げるとおりとする。
  - (1) 経済成長のけん引に係る取組
  - (2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組
  - (3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組

(事務執行及び費用負担等)

- 第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組に係る事務の執行に当たっては、相 互に協力し、及び補完し合うものとする。
- 2 前条に規定する取組について、法第252条の14の規定による事務の委託又は法第252条の16の2第1項に規定する事務の代替執行により事務処理を行う場合は、別途、法に基づく規約の作成等の手続を行うものとする
- 3 前条に規定する取組に係る費用負担等については、甲乙協議の上、次条の 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンにおいて定めるものとする。

(北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定)

第5条 甲は、圏域の中長期的な将来像及び取組の期間を示す北九州都市圏域 連携中枢都市圏ビジョンを策定するものとする。

(協議)

第6条 甲及び乙は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換

を行うため、定期的に協議を行うこととする。

附則

この協約は、協約締結の日から効力を生ずるものとする。

#### 別表第1 (第3条関係)

経済成長のけん引に係る取組の内容及び役割分担

	取組内容	甲の役割	乙の役割
経済戦	圏域全体の経済成長をけ	取組を主体的に推	甲と協力して
略の策	ん引するため、北九州地	進する。	取組を推進す
定	域連携懇談会を開催し、		る。
	圏域の成長戦略である北		
	九州都市圏域連携中枢都		
	市圏ビジョンの進捗管理		
	等を行う。		
戦略産	圏域における戦略産業の	取組を主体的に推	甲と協力して
業の育	特定、産業クラスターの	進する。	取組を推進す
成	形成、創業促進など、圏		る。
	域全体の産業力強化に関		
	する取組を行う。		
地域資	圏域の資源を活用し、販	取組を主体的に推	甲と協力して
源を活	路開拓など圏域における	進する。	取組を推進す
用した	経済の活性化に資する取		る。
地域経	組を行う。		
済の裾			
野拡大			
戦略的	圏域内外からの観光客の	取組を主体的に推	甲と協力して
な観光	誘致のほか、圏域内での	進する。	取組を推進す
施策	交流人口の増加に取り組		る。
	さ。		
その他	圏域への新しい人の流れ	取組を主体的に推	甲の取組に協
経済成	を作るための取組を行	進する。	力する。
長のけ	う。		
ん引に			
係る取			
組			

### 別表第2(第3条関係)

高次の都市機能の集積及び強化に係る取組の内容及び役割分担

取組内容	甲の役割	乙の役割	
------	------	------	--

高度な	圏域住民の医療需要に対	取組を主体的に推	甲の取組に協
医療サ	応するため高度急性期医	進する。	力する。
ービス	療等の提供を図る。		
の提供			
圏域の	圏域の中心拠点である小	取組を主体的に推	甲の取組に協
中心拠	倉駅周辺のにぎわいを創	進する。	力する。
点の整	出するための整備及び圏		
備及び	域内外を結ぶ交通環境の		
圏域内	強化に向けた取組を行う		
外を結	0		
ぶ交通			
環境の			
強化			
高 等 教	圏域に集積する自動車関	取組を主体的に推	甲の取組に協
育及び	連企業の需要に応じるた	進する。	力する。
研究開	め、産業人材育成の強化		
発の環	を図る。		
境整備			
その他	北九州空港の機能拡充及	取組を推進する。	甲と協力して
高次の	び利用促進を図り、人的		取組を推進す
都市機	交流、物流及び産業の拠		る。
能の集	点化を推進する。		
積及び			
強化に			
係る取			
組			

# 別表第3 (第3条関係)

生活関連機能サービスの向上に係る取組の内容及び役割分担

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域医	高齢者の在宅医療及び在	取組を推進する。	甲と協力して
療	宅介護の推進など、圏域		取組を推進す
	の需要に応じた取組を行		る。
	う。		

圏域の高齢者支援のネッ	取組を推進する。	甲と協力して
トワークをつなぐ取組を		取組を推進す
行う。		る。
子育て環境の充実その他	取組を推進する。	甲と協力して
の圏域の福祉向上に向け		取組を推進す
た取組を行う。		る。
図書館の広域利用、大学	取組を推進する。	甲と協力して
による学習の場の提供及		取組を推進す
びスポーツ活動の機会の		る。
充実に向けた取組を行う		
0		
若者及び女性の就労支援	取組を推進する。	甲と協力して
、農業振興、地域課題解		取組を推進す
決に向けた研究など、地		る。
域振興に関する取組を行		
う。		
消防業務の効率化に向け	取組を推進する。	甲と協力して
た検討を行うとともに、		取組を推進す
広域的な観点からの災害		る。
対策の推進を図る。		
圏域全体の環境保全及び	取組を推進する。	甲と協力して
循環型社会の構築に向け		取組を推進す
た取組を行う。		る。
上下水道分野の広域連携	取組を推進する。	甲と協力して
に向けた検討を行う。		取組を推進す
		る。
	ト行子のた図にび充。若、決域う消た広対圏循た上でう。 では組館るポに 及業向興 だ計的の全型組が変した。 の前、大供会行、安興た関のの行観進の合いが、大供会行が、では、では、大供会行が、でいました。 といる がい	トワークをつなぐ取組を 行う。 子育て環境の充実その他の圏域を行う。 図書館の上に向けた取組を行う。 図書館の広域利用、大学によるのででである。 図書館のが関連を行うのででである。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

# (2) 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域公	公共交通ネットワークの	乙の取組に協力す	取組を主体的
共交通	確保及び維持のための検	る。	に推進する。
	討を行う。		
情報通	多様な分野において情報	取組を推進する。	甲と協力して
信技術	通信技術の効果的な利活		取組を推進す
インフ	用の促進を図る。		る。

ラの整			
備			
交通イ	広域的な地域の連携を促	取組を推進する。	甲と協力して
ンフラ	す道路ネットワークづく		取組を推進す
の整備	りのための取組を行う。		る。
及び維			
持			
地産地	圏域内での地産地消を推	取組を推進する。	甲と協力して
消	進するための取組を検討		取組を推進す
	し、実施する。		る。
交流及	圏域への移住及び定住に	取組を推進する。	甲と協力して
び移住	向けた取組、地域間の相		取組を推進す
の促進	互理解を深める取組など		る。
等	、地域の活性化に資する		
	取組を行う。		

# (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

	取組内容	甲の役割	乙の役割
人材の	圏域の市町職員の能力向	取組を推進する。	甲と協力して
育成	上を図るための研修等を		取組を推進す
	行う。		る。
圏域の	圏域の市町職員の交流を	取組を推進する。	甲と協力して
市町職	図るための事業を共同で		取組を推進す
員の交	行う。		る。
流			
その他	圏域のマネジメント能力	取組を推進する。	甲と協力して
圏域マ	の強化又は事務執行の効		取組を推進す
ネジメ	率化を図るための事業を		る。
ント能	行う。		
力の強			
化に係			
る取組			